

総 財 務 第 84 号

平成 26 年 4 月 30 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿

総務省自治財政局長

今後の地方公会計の整備推進について

地方公会計の整備推進については、これまで「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」（平成 18 年 8 月 31 日付総務事務次官通知総行整第 24 号）及び「公会計の整備推進について」（平成 19 年 10 月 17 日付総務省自治財政局長通知総財務第 218 号）等に基づき、各地方公共団体において積極的に取り組んでいただいているところですが、この度、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」（平成 26 年 4 月 30 日公表）が取りまとめられたところです。

当該報告書において示された統一的な基準による財務書類等の作成については、今後、具体的な要領等を作成した上で、改めて来年 1 月を目途に要請する予定です。

各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村に対しても速やかにご連絡いただき、この通知の趣旨が周知徹底されるようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。